

平成20年度不動産関係税制の主な改正一覧

不動産を取得したときの税金

1. 売買による土地の所有権の移転登記及び信託の設定登記に係る登録免許税の軽減税率の特例措置について平成20年4月1日より税率が見直された上、適用期限が平成23年3月31日まで延長されました。
2. 新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後住宅新築までの経過年数を3年(原則:2年)とする特例措置の適用期限が平成22年3月31日まで延長されました。
3. 新築住宅に係る宅地建物取引業者のみなし取得日を住宅新築の日から1年(原則6ヶ月)を経過した日とする不動産取得税の特例措置が平成22年3月31日まで延長されました。
4. 省エネ改修工事を含む増改築工事を行った場合に、その工事費用に充てるために借入れた住宅ローンを有するときは、その住宅ローン残高(1,000万円を限度)の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する制度が創設されました。
5. 住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成21年12月31日まで延長されました。

不動産を持っているときの税金

1. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が平成22年3月31日まで延長されました。
2. 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く)について、30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税(120㎡までを限度)を1/3に減額する特例措置が創設されました。

不動産を貸しているときの税金

事業者が、特定建築物(事務所、賃貸住宅等多数の者が利用する一定規模以上の建築物)の耐震改修を行った場合に、当該改修工事に係る費用の10%相当額を特別償却できる制度の適用期限が平成22年3月31日まで延長されました。